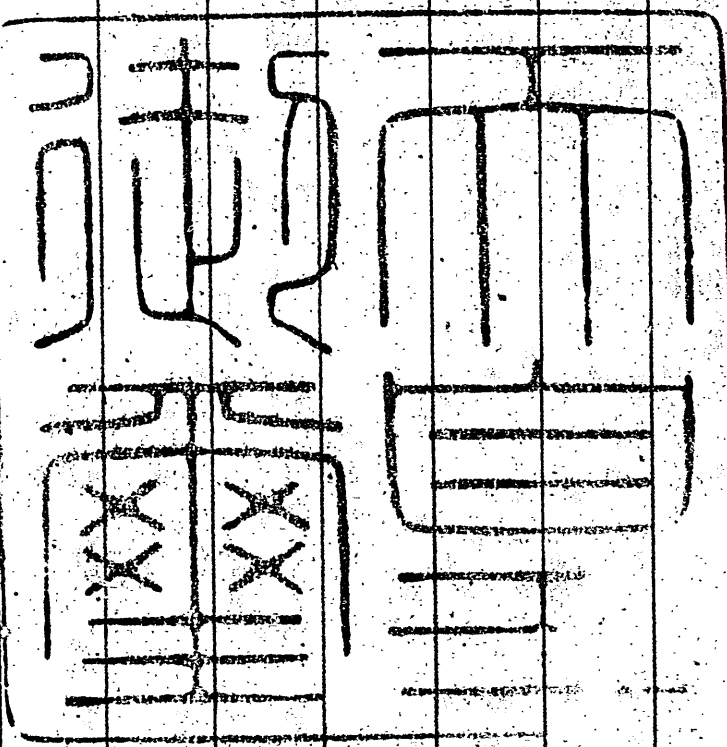


総大司通

勅令第五百六十四号

朕は昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く軍用電氣通信法等を廃止する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内閣

昭和二十一年十一月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村 篤太郎

逓信大臣 一松 定吉

大藏大臣 石橋 湛山

勅令第五百六十四号

左に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

軍用電氣通信法

陸軍軍人軍属等犯罪即決法

刑事交渉法

明治二十三年法律第二十七号

明治二十三年法律第七十号

明治三十七年勅令第十九号

明治四十一年法律第十七号

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内 閣